

# つかさどる人の NEWS

NO.44  
2018.9 発行

(公財)日本生態系協会  
グランドデザイン総合研究所

〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20 音羽ビル  
tel.03-5951-0244 <http://www.ecosys.or.jp>

## 自然の森と人工の林、 その調和と経済



観光、防災、高齢化など社会の変化とともに、森林に求められる価値は変わっています

今年5月25日に森林經營管理法が成立しました。この法律により、市町村が域内の民有林の經營管理権を集約し、經營を委託または自ら管理できるようになります。また、林業が成り立たない人工の林を自然の森に戻す視点も盛り込まれており、地域の将来の林業と自然と調和した姿が市町村に託されたと言えます。

日本は国土の約7割が森林に覆われる“森林の国”ですが、すべて同じ森林というわけではありません。日本の国土は南北に長く、気候条件が多様な

で、生えている樹々や草花、そこに暮らす動物も地域ごとに少しずつ違います。さらに、その土地の気候や風土にあった在来の樹木が生育する自然の森もあれば、自然の森を開発して、スギやヒノキなどの造林樹種を植えて林業經營を行う人工林もあります。

今号では、森林を将来に残る財産とする持続可能な森林のあり方を、自然の森と林業經營を行う人工林の両面から考えます。皆様の地域における森林づくりのヒントになれば幸いです。

# 森林をめぐる新たな動き

## ＜森林経営管理法の成立＞

今年5月25日、森林経営管理法が衆議院に続き参議院で可決され、成立しました。来年4月1日から施行されるこの法律は、木材価格の低迷により管理が放棄され、景観や生物多様性、防災機能などが低下している民有林の問題を解決するためのものです。この法律によって、市町村は、所有者の同意のもと、民有林を管理する権利を取得し、「森林バンク」として集約することができるようになります。

この法律に基づいて権利が集約された民有林の管理は二通りに分かれます。一つは、広い面積の林をまとめて大規模に林業ができるようにし、意欲のある民間事業者に林業経営を委託するというもの。もう一つは、林業経営は行わず、自然に近い森に誘導するための管理を市町村が行うというものです。

## ＜森林経営管理法に対する心配＞

森林経営管理法に基づいた市町村による森林管理システムに対しては、いくつかの課題が指摘され

ています。

例えば、森林の所有者が重視する事柄や、生産したい木材のタイプによって、伐採までの期間、対象、伐採方法などは異なります。林野庁は全国の人工林の多くが主伐期を迎えており、もとより長く育てたいと考える所有者や、林業経営を集約して民間事業者に委託することで、これまで大切に維持してきた景観や生態系が壊されるのではないかと心配する所有者もいます。

また、「森林バンク」の仕組みづくり、人材の確保、作業道の整備、施業の実施などには財源が必要になります。そこで、平成30年度税制改正の大綱において、森林環境税（仮称）及び森林環境譲与税（仮称）を平成31年度税制改正において創設することが方向づけられました。特定の目的のために新しい税金を設立するのですから、税金が本当に必要なことのために使われるよう、議論が必要です。

さらに、全国の市町村のうち約40%は、役場に森林の担当者がいないなど、対応する人材の不足も懸念されています。今回の法律の施行によって各市町村では、森林計画に基づいた指導などの他に、民有林の経営管理も担うことになります。長期的な視点から、地域にどのような森林が必要なのか考え、森林所有者や事業者などの多様な主体と目指す森林の姿について対話できる人材を各市町村で確保、育成することが必要です。

## 将来に残る財産として 森林の姿をえがく

将来の地域の森林のあり方を考えるとき、必要なのは自然との共存による持続可能性の視点です。自然の森と林業経営を行う人工の林の両面から、森林の姿をえがいてみましょう。

## ＜林業をやめ、自然の森を再生する＞

将来の財産としての森林の姿の一つは、自然が再生された森です。

環境省の調査によると、自然度の高い森（いわゆ



日本の自然林の分布。北海道を除くと高海拔地域に残されているのみ。中部地方より以西にはほとんど残っていません。

出典：環境省の植生調査 GIS データと国土交通省の国土数値情報（海岸線）を使用して（公財）日本生態系協会が作成



ドイツ、プフォルツハイム市が管理する森。自然の森に誘導しながら、持続的な林業を行っています

る「自然林」)は、北海道、及び東日本の中の一部のみで、中部地方より西側にはほとんど残っていません。そのため、自然を再生するという考え方方が重要になるのです。

参議院の農林水産委員会においても、森林経営管理法を市町村が運用するにあたって、人工林から自然の森への誘導、生物多様性の保全などの点で、林野庁として市町村に助言等の支援を行うことを決議しました。特に林業経営に適さない林を自然に近い森に誘導することの重要性が強調されています。

林野庁のビジョンでは林業経営に適さない林は、この法律が対象としている民有林の1/3程度にのぼり、こうした林で自然の再生が進めば、日本の生物多様性は大きく高まることが期待されます。かつて日本の森では、現在よりもずっと多い数の野鳥が暮らし、夜明けとともに数十種類の野鳥が一斉に鳴く“野鳥のコーラス”が聞かれたそうです。健全な生態系があることでもたらされる、野鳥のコーラスのような“地域の魅力”こそが、持続可能な地域づくりにおける貴重な財産となります。

自然再生は、具体的には、森林を構成する樹木を、地域在来の樹種に転換することと言えます。ただ

し、その方法を決めるには、森林の状態や歴史、周辺の環境など、考慮すべき要因が多くあります。そのため、専門家などと連携して長い視野を持って計画を立てる必要があります。

#### <持続可能性に配慮して林業を続ける>

林業経営を行う林においては、持続可能な林業への転換が必要です。林業はその土地の土壤や水などの資源を使って木材を生産しているので、資源を減らさないようにしなければ持続できません。

ドイツのバーデン＝ヴュルテンベルク州にあるプフォルツハイム市の森林管理局は、土壤を減らさないようにするために、針葉樹人工林を、自然に生えてくる在来のブナやカシが混ざる混交林へと転換しています。広葉樹の落葉が土壤になって、使った分の土壤を補うのです。

この森は生きものが豊かで散策にも最適なうえ、木材の価格も高いと言います。その理由は、生えてきた樹種によって異なる管理をして材の価値を高めていることに加え、持続可能な方法で生産された木材には、森林認証\*や市のブランド木材認証により付加価値がつくためです。

# 自治体だから可能な3つの“つながり”

最後に、生きものが豊かで、魅力にあふれ、そして木材の価値を高める森林づくりのためのヒントを、3つのつながりという視点で整理してご紹介します。

## ＜地域と森林のつながり＞

森林の管理を市町村や民間事業者に集約する法整備が進んでいますが、本来の森林は、地域住民の関わりによって守られるべきものです。多様な森林管理を尊重し、集約して管理する場合も、住民協働の視点を持つことが重要です。千葉県八千代市は、森林ボランティア育成講座を開講しており、その修了生が中心となった団体が市内の森林や竹林の管理を行っています。森の自然再生における住民協働として参考になる事例です。



ボランティアによる森の管理(千葉県八千代市)

## ＜森林同士のつながり＞

市町村が森林管理を集約する際には、林業を続けるか否か、だけではなく、どこで自然を守り、どこで林業を続けるのかという土地利用の視点を持つことが重要です。

例えば、国有林では、森の生きものが行き来できるように、保護林だけでなくそれらをつなぐ森も守る「緑の回廊」づくりに取り組んでいます。この「緑の回廊」づくりには民有林と連携することも盛り込まれていますが、全国24箇所の「緑の回廊」のうち、実際に民有林も計画に入っているのは5箇所のみで、取り組みの更なる進展が求められています。森で生きもののネットワークを作る視点を持つと、計画を立てやすいでしょう。

グランドデザイン総合研究所は、自然と共生する美しいまちづくりの方法を、行政や議会、市民に提案するシンクタンクです。お気軽にご連絡ください。

(公財)日本生態系協会

グランドデザイン総合研究所 tel. 03-5951-0244

自然の森をつなぐことは、表層崩壊などの災害を防ぐうえでも、大切です。

## ＜自治体同士のつながり＞

自治体同士が協力するのも効果的です。高価な高性能林業機械の購入費用を森林環境税（仮称）で拠出するという議論もありますが、自治体同士で費用を出し合って購入すれば、各自治体の負担は軽減できます。

北海道の紋別市他7市町村からなる網走西部流域は、流域ぐるみで持続可能な林業に取り組んでいます。野鳥が利用する樹木・枯死木を残す取り組みや、絶滅が危惧される生きものを守るために対策を行っており、“日本で最大の森林認証\*エリア”として話題を呼んでいます。こうして生産された木材は、「オホーツク産認証材」としてブランド化され、2020年に開催される東京五輪・パラリンピックの選手村の施設でも使用されることになりました。

魅力のある森には、そこだけの自然を見るために、国内や海外から人が訪れるようになります。群馬県は、関係町村と協力して「ぐんま県境稜線トレイル」を今年8月11日に全面開通させました。この“日本で最長の稜線散策路”は、自然環境を活用した観光の目玉として期待されています。今後は、観光分野においても、自治体同士の協力が力を発揮します。

\*森林認証…独立した第三者機関が持続可能な林業経営を行っている林を認証し、それらの林で生産された木材の価値を高める仕組み。

- 50年先、100年先の世界にひとつのグランドデザイン作成
- 海外の先進事例に関する情報提供
- 国の事業を活用した自然と共生する持続可能なまちづくりの提案
- 海外視察ツアーの企画・コーディネート
- 行政職員や市民向けの研修会や講演会への講師派遣
- あなたのまちをテーマとした国際シンポジウムなどの企画・開催